

平成28年度 小樽市職員倫理条例の運用状況

市では、「小樽市職員倫理条例」の規定に基づき、公益（目的）通報と不当要求行為等の受理件数のほか、職員研修などについて公表しています。そこで、28年度の状況についてお知らせします。

法令順守の意識向上を 指して

市では、「小樽市職員倫理条例」において職員のコンプライアンス（法令順守や倫理保持）のために必要な事項を定めています。これは、職員の公平かつ公正な職務の遂行を確保し、市民に信頼される市政を行うことを目的としています。

この条例に基づき、市では公益（目的）通報と不当要求行為等の担当窓口を設けていますが、平成28年度は公益（目的）通報と不当要求行為等を合わせて5件受理し、そのうちの2件について、是正措置等を講じています（件数の内訳や、是正措置等の内容については下の囲み①②をご覧ください）。また、職員研修においてコンプライアンス等の項目を加えるなど職員の法令順守体制の確立を図っています（職員研修の実施状況については、下の囲み③をご覧ください）。

◆お問い合わせは、コンプライアンス推進室 ☎ 4111 内線 478、☎ 1487 へどうぞ。

公益（目的）通報、不当要求行為等の受理および職員研修の実施状況

①公益（目的）通報および不当要求行為等の件数

区分	受理件数	調査件数	是正件数
公益（目的）通報	4	2	※
不当要求行為等	1	1	0

- 公益（目的）通報
 - ・職員や市民の皆さんが、公益を守るため市政運営に関する違法行為などを外部委員で構成されるコンプライアンス委員会へ通報すること
- 不当要求行為等
 - ・市が行う許認可や契約などに関して、正当な理由なく特定の個人・法人などへ有利・不利な取り扱いを要求すること
 - ・暴力などで要求の実現を図り、または公務の執行に支障を生じさせること

※是正措置等検討中2件

②是正措置等

通報事項	通報概要	是正措置等
高島漁港における観光船の事業と係留における法令・条例違反	高島漁港において、観光船の係留や構築物の設置などの許可を行ったことが、小樽市の条例等に違反している。	是正措置等については、現在検討中です。
小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例違反	漁港区において、観光船に対し係船環の設置許可をしたことは漁船のための係留施設ではないので、条例違反である。	是正措置等については、現在検討中です。

③職員研修

区分	件数	受講者数
基本研修	8 (4)	276 (179)
特別研修	10 (1)	807 (5)
派遣研修	35 (1)	74 (1)

- 基本研修…職務に応じて必要な知識や能力を向上させるための研修（新任監督者研修、新任管理者研修など）
- 特別研修…専門的な知識や技術を向上させるための研修（法制研修、服務・給与制度研修など）
- 派遣研修…国や他の地方公共団体などへ派遣して行う研修

※表の（ ）内は、コンプライアンスや公務員倫理、地方公務員法に関する研修内訳。

◆詳細 コンプライアンス推進室 ☎ 4111 内線 478、☎ 1487